

議案第4号

特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年3月2日提出

加西市長 中 川 暢 三

特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成14年加西市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「700,000円」を「846,000円」に、「636,000円」を「699,400円」に改め、第2項中「602,000円」を「640,300円」に改める。

第3条中第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とする。

附則第2項を次のように改める。

2 この条例は、平成21年6月30日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(審議資料)

本特例条例が平成21年3月31日で期限切れとなるにあたり、期限を6月30日まで延伸させて、市長、副市長及び教育長の給与の額を特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第17号）の規定及び教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和42年加西市条例第18号）の規定にかかわらず、給料の月額を、市長にあつては10%カット、副市長にあつては7%カット、教育長にあつては5%カットとするもの。